

中国来商標権侵害物品（有名ブランド偽造腕時計）密輸入事犯を摘発

横浜税関は、中華人民共和国から小包郵便物を利用した商標権侵害物品密輸入事犯を摘発しました。

現在、神奈川県警察本部生活経済課、山手警察署と共同調査を実施しており、今後、関税法違反（輸入してはならない貨物密輸入罪）で中国人留学生1名を横浜地方検察庁に告発する予定です。

1. 事件の端緒

横浜税関川崎外郵出張所の輸入検査により発見。

2. 事件の概要

犯則嫌疑者は、中華人民共和国から輸入してはならない貨物である商標権侵害物品を不正に輸入することを企て、

B u l g a r i S . p . A . 社の商標権を侵害する腕時計	30個
同 上	40個

をそれぞれS A L小包郵便物2個内に隠匿し、国際郵便路線を利用して本邦に到着させ、もって、輸入してはならない貨物である上記物件を輸入しようとしたが、平成18年12月5日及び同年12月25日、川崎港郵便局税關検査場における横浜税関川崎外郵出張所職員による輸入検査により発見され、その意を遂げなかつたものです。

